

第17回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和6年12月20日（金）午後2時00分～午後3時34分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、5番：小島委員、6番：相良委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、17番：村田委員（会長）、18番：宇梶委員、19番：高橋委員
（議席番号順）

欠席委員

7番：小野口委員、9番：刈部委員、13番：永岡委員、

会議経過

1 開 会

出席委員16名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号15番の福田委員、16番の伊澤委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。日程第1「保留議案について」、第16回定例総会、議案第2号及び22号について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 第16回定例総会、議案第2号及び22号は、清原地区における営農型太陽光発電事業に係る農地転用及びそれに伴う区分地上権の設定となっております。また、本件は芳賀町の農地も転用して同時利用する計画となっております。申請書の添付書類からは、パネルの下部の営農の確実性や資金証明等により、転用事業の実行性は確認できておりましたが、11月の地区調査会において、転用する筆の位置が確認できなかったため、申請人から、改めて測量したうえで位置を示すとのことで、前回の定例総会において「調査のため保留」になりました。その後の経過でありま

すが、12月の地区調査会において、申請代理人・芳賀町農業委員会の立会のもとで、再度、現地を調査したところ、申請地の位置が確認でき、土地利用計画図とも相違ないと判断できたことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 第16回定例総会、議案第2号及び22号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。第16回定例総会、議案第2号及び22号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。2ページを御覧ください。日程第2「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号から6号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号から6号の6議案のうち、議案第4号については、条件を付して許可すべきものと調査しております。議案第4号について御説明いたします。富屋、国本地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、経営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、キャベツを作付する旨の申請です。譲受人は、平成14年7月24日に設立された法人で、農産物の生産、加工、販売等を主な目的としており、農地法第2条第3項に掲げる全ての要件を満たしている農地所有適格法人です。法人の所在が岐阜県中津川市であります。申請地の隣接地が、同法人の関連会社である中津川サラダコスモ宇都宮工場となっており、農作業従事については、新規雇用者及び同工場従業員が従事する計画となっております。また、譲受人は、中津川市において耕作地があり、耕作状況について問題ない旨、中津川市農業委員会事務局へ確認をしております。譲受人の農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しております。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しております。なお、本申請は農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第4号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第4号について、「農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第4号を除く、議案第1号から6号までの5議案について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。清原地区の申請です。貸付人は、経営規模縮小のため、借受人は、既に耕作する農地を借り受けるため、申請地に1年間の賃借権を設定し、トウガラシ、菜の花、パクチーを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター3台、ミニカルチ1台、軽トラック1台を所有しております。なお、申請地2筆のうち、1筆については土地の一部を借り受けるため、特定図が添付されております。申請地は、いずれの筆も耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第2号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、借受地を取得し耕作するため、申請地を贈与により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。申請地は、いずれの筆も耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第3号について御説明いたします。雀宮地区の申請です。譲受人は、申請地を世帯内贈与により取得し、イモ類を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号について御説明します。篠井地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、経営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲受人は、申請地を世帯内贈与により取得し、ハウレンソウ、ハクサイ、ダイコンを作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しております。また、耕作に必要な農作業への従事状況、及び現在耕作している農地の利用状況等についても問題なく、申請地はいずれの筆も耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第4号を除く、議案第1号から6号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第4号を除く、議案第1号から6号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。3ページを御覧ください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第7号から9号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号から9号については、譲受人が同一であるため、一括して御説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、自宅に隣接する既に耕作している農地を取得し、引き続き耕作するため、申請地を贈与により取得し、ネギ、ジャガイモ、ナスを作付する旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、耕運機1台をリースにて確保しております。申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第7号から9号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第7号から9号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページ及び5ページを御覧ください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第10号を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第10号について御説明いたします。河内地区の申請です。貸人は、子に経営移譲させるため、借人は、経営主として営農するため、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、水稻、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台を所有しております。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第10号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第10号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。6ページを御覧ください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第11号から16号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、順番に御説明いたします。議案第11号について御説明いたします。

瑞穂野地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和6年5月9日に設
110、423キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み12.09円で
計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は85万円程度となる見込みです。土
地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで
囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷
地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、
施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付され
ております。申請地は、瑞穂野地区市民センターから500メートル以内の区域に
位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由に
ついて問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条
の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第12号について御説明いたします。横川地区の申請です。借受人は、親と
同居しているが独立するため、申請地に50年間の使用貸借権を設定し、自己用住
宅を建築する旨の申請です。貸付人と借受人の関係は親子であり、都市計画法第
34条14号の「線引前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給
排水計画については、市の上下水道に接続、雨水は敷地内に自然浸透させる計画で
す。資金計画については、建物建築費等を全額親からの融資により賄う計画で、親
の金融機関の残高証明書、及び親から子への融資を証明する書面が添付されてお
ります。申請地は、農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する
第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第
1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、「集落に接
続して設置されるもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由につ
いても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の
許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。姿川地区の申請です。譲受人は、持家
がないため、申請地を贈与により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請です。譲
受人は譲渡人の甥であり、都市計画法第34条14号の「自己用住宅を所有する世
帯親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続
し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等
を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。

申請地は、令和6年8月26日付で農振農用地から除外され、除外後は農地の集
団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原
則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定で
ある、農地法施行規則第33条第4号、「集落に接続して設置されるもの」に該当
し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も

支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第14号について御説明いたします。姿川地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、平成26年2月28日に設立した法人で、住宅に係る各種工事及び太陽光発電事業等を主な目的としております。本件は、FIT法による売電を行うものではなく、譲受人と小売電気事業者との間で、太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル164枚を設置し、年間発電量106,388キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み8.5円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は81万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低いと思われる農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第15号について御説明いたします。姿川地区の申請です。借受人は、申請地に20年間の賃借権を設定し、コンビニエンスストアを建築する旨の申請で、都市計画法第34条第9号の「沿道サービス施設」に該当します。借受人は昭和14年1月29日に設立した法人で、フランチャイズ事業によるコンビニエンスストアの経営に関するサービス業等を目的としております。土地利用計画については、同時利用地の雑種地も利用して、敷地内はアスファルト敷きとし、店舗1棟、24台分の駐車場を整備するもので、外周には擁壁と境界ブロック、メッシュフェンスを設置する計画となっております。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理し、雨水は浸透槽を設置し敷地内で処理する計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低いと思われる農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第16号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲受人は、既存の資材置場が手狭なため、申請地を売買により取得し、新たに資材置場を設置する旨の申請です。譲受人は、平成18年6月20日に設立された法人で、土木・建築

工事等を主な目的としております。計画によりますと、現在、壬生町にある資材置場が手狭であり、今後は宇都宮市内においても事業を行う予定があるため、この土地を選定したとのことです。土地利用計画については、敷地内を整地した後、建設用資材、土木工事用資材等を置く計画で、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低いと思われる農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第11号から16号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第11号から16号について、「申請のとおりに許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。7ページを御覧ください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第17号から21号までの5議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第17号、18号については、関連する事業であるため併せて御説明いたします。城山地区の申請です。申請人は、来客用駐車場が足りないため、申請地を、売買による所有権移転及び10年間の賃借権設定により、新たに来客用駐車場を整備する旨の申請です。申請人は、平成14年11月22日に設立した宗教法人で、原始仏教の教養を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主な目的としております。計画によりますと、現在、寺院敷地内に16台分の駐車場がありますが、毎月さまざまな儀式を行っており、県内だけでなく他県から訪れる信者も多く、駐車場が足りない状況であるため、道路を挟んだ隣接に駐車場を整備する計画に至ったものです。また、駐車場として利用する部分の議案第17号は接道していないため、議案第18号の農地及び申請地の間に存在する雑種地を利用して、進入路とする計画となっております。土地利用計画については、敷地内を整地した後112台の駐車スペースを確保するもので、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び土地造成費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、城山地区市民センターから300メートル以内の区域に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第19号について御説明いたします。富屋地区の申請です。譲受人は、発電・

売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和6年5月9日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、FIT法による売電を行うものではなく、譲受人と小売電気事業者との間で、太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル180枚を設置し、年間発電量112,185キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み12.09円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は83万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低いと思われる農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第20号について御説明いたします。富屋地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和3年9月22日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、FIT法による売電を行うものではなく、譲受人と小売電気事業者との間で、太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル140枚を設置し、年間発電量86,885キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み11円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は78万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、富屋地区市民センターから300メートル以内の区域に位置する第3種農地と判断しており、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第21号について御説明いたします。篠井地区の申請です。借受人は、発電・売電するため、申請地に21年間の地上権を設定し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。借受人は、平成8年11月7日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、FIT法による売電を行うものではなく、借受人と小売電気事業者との間で、太陽光発電所で発電された電気の売買

契約を締結しております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル915枚を設置し、年間発電量62万8,509キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み14.3円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は723万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、篠井地区市民センターから300メートル以内の区域に位置する第3種農地と判断しており、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第17号から21号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第17号から議案第21号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。8ページを御覧ください。日程第4「農業振興地域整備計画の軽微な変更(用途区分の変更)に係る意見について」、議案第22号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第22号について御説明いたします。城山地区の申出です。申出人が耕作する農地の一部に、常設したトイレを整備する旨の申出です。土地利用計画については、敷地内は通路部分に砂利を敷き、その延長部分にトイレを設置する計画となっております。給排水計画については、給水は井戸を利用し、排水は合併処理浄化槽により敷地内で処理する計画となっております。雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。申出地を転用することで、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれもなく、申出事由についても問題ないことから、農用地から農業用施設用地に変更することについて、問題ないものと調査しております。なお、用途区分が変更になった後は、申出地の面積が2アール未満であることから、農地法第4条の許可申請でなく、農地法施行規則第29条の届出が必要になります。

議長 議案第22号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第22号について、「変更を承認する」ことに御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。9ページを御覧ください。日程第5「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定

について」，議案第２３号から３０号までの８議案について，一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第５「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」御説明いたします。相対による契約です。

議案第２３号は，平石地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第２４号から２６号は，清原地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第２７号は，瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第２８号，２９号は，横川地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第３０号は，上河内地区の計画です。田の貸し借りです。

これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ，適正な計画であると調査しております。

議長 議案第２３号から３０号について，質疑願います。

委員 （意見等なし）

議長 質疑がないので，お諮りします。議案第２３号から３０号について，「計画を決定する」ことに，御異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないので，そのように決定します。１０ページを御覧ください。日程第６「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」，議案第３１号から１６ページ議案第１４０号までの１１０議案について，一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第６「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」御説明いたします。集積計画一括方式による契約です。

議案第３１号から３８号は，平石地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第３９号から，１１ページ，議案第５４号は，清原地区の計画です。田の貸し借りが１３件，畑の貸し借りが３件です。

議案第５５号から６３号は，瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りが８件，畑の貸し借りが２件です。

議案第６５号から，１２ページ，議案第７９号は，横川地区の計画です。なお，議案７８号は，雀宮地区の１筆を含む計画です。田の貸し借りです。

議案第８０号は，雀宮地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第８１号は，姿川地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第８２号から９１号は，城山地区の計画です。田の貸し借りです。議案第９２号から，１３ページ，議案第９８号は，国本地区の計画です。田の貸し借りが６件，田と畑の貸し借りが１件です。

議案第９９号から１０２号は，篠井地区の計画です。田の貸し借りが３件，田と

畑の貸し借りが1件です。

議案第103号から106号は、富屋地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第107号、108号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第109号から、15ページ、議案第124号は、上河内地区の計画です。

田の貸し借りが14件、田と畑の貸し借りが2件です。

議案第125号から、16ページ、議案第140号は、河内地区の計画です。

田の貸し借りです。

これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第31号から140号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第31号から140号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。17ページを御覧ください。日程第7「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」、議案第141号から143号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 日程第7「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定」について御説明いたします。

議案第141号は、横川地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、東横田町と屋板町の田2筆、計2,997㎡を売買により取得するものです。

議案第142号は、城山地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人から、飯田町の田1筆、1,377㎡を売買により取得するものです。

議案第143号は、富屋地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、下横倉町の畑1筆、2,722㎡を売買により取得するものです。

これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第141号から143号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第141号から143号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。18ページを御覧ください。日程第8「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（利用権移転）の決定について」、議案第144号を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第8「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（利用権移転）の決定について」、御説明いたします。

議案第144号は、横川地区の計画です。貸付人と、田の利用権を設定している耕作者を、親から子へ変更するため、計3筆、2,503㎡の利用権を移転するものです。

この計画は台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議 長 議案第144号について、質疑願います。

委 員 （意見等なし）

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第144号について、「計画を決定すること」に、御異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 御異議がないので、そのように決定します19ページを御覧ください。日程第9「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、議案第145号及び146号について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第9「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、御説明いたします。

議案第145号は、瑞穂野地区の計画です。

議案第146号は、横川地区の計画です。

これらの計画は、農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者に変更するものであり、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議 長 議案第145号及び146号について、質疑願います。

委 員 （意見等なし）

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第145号及び146号について、「計画のとおり承認すること」に、御異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 御異議がないので、そのように決定します

20ページをお開きください。報告事項に入ります。事務局より報告願います。

[事務局より報告第1から報告第8まで一括で報告する。]

その他、皆様から何か報告等はありませんか。

事務局から報告等はありませんか。

事務局 (特になし)

議 長 全ての審議が終了しましたので、以上で第17回定例総会を終了します。

(閉会 午後3時34分)